吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面）

2020 年 4 月 2 日

ローム株式会社

2020年4月2日

吸収合併に係る事後開示事項

京都市右京区西院溝崎町 21 番地
ローム株式会社
代表取締役　藤原　忠信

当社は、2020年2月4日付でローム滋賀株式会社（以下「ローム滋賀」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ローム滋賀を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2020年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 吸収合併消滅会社における株主の差止請求

ローム滋賀は、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づく本吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

ローム滋賀は、当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

ローム滋賀は、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申立

ローム滋賀は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2020年2月25日付

で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 吸収合併存続会社における株主の差止請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法第796条の2の規定に基づく本吸収合併をやめることの請求はできません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法第797条に基づく株式買取請求を行うことはできません。

(3) 債権者の異議申立

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2020年2月25日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である2020年4月1日をもって、ローム滋賀の資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2020年4月2日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面）

2020 年 2 月 25 日

ローム滋賀株式会社

2020年2月25日

吸収合併に係る事前開示事項

滋賀県大津市晴嵐二丁目８番１号
ローム滋賀株式会社
代表取締役社長　安芸　康夫

当社は、2020年2月4日付でローム株式会社（以下「ローム」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、ロームを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

2020年2月4日付で当社とロームとの間で締結した吸収合併契約書は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社はロームの完全子会社であるため、ロームは本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付を行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(1) 吸収合併存続会社に関する事項

ア．最終事業年度に係る計算書類等の内容

ロームの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

イ．最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

ウ．最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

2019年12月末日現在のローム及び当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

（単位：百万円）

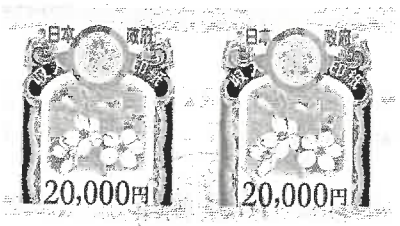
	資産の額	負債の額	純資産の額
ローム	561,260	110,280	450,979
当社	12,823	22,761	△9,937

当社は、2019年12月末日時点で債務超過の状態にありますが、同日時点の貸借対照表における負債の額22,761百万円のうち21,000百万円はロームからの借入金であり、これを除くと当社は資産の額が負債の額を上回ります。また、ロームは当社の債務超過額9,937百万円のうち7,991百万円について既に引当処理を行っており、上記資産の額561,260百万円は当該引当処理が反映されたものです（なお、2020年3月末日時点のローム滋賀の債務超過額に対して当社の引当金が不足する場合は、当社は、当該不足額について追加で引当金を計上する予定です。）。加えて、本吸収合併の効力発生日までにロームの資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は予測されておりませんので、本吸収合併の効力発生日後のロームの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収合併の効力発生日以後のロームの収益状況及びキャッシュフローの状況について、ロームの債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予測されておりません。

したがいまして、本吸収合併の効力発生日後におけるロームの債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上



吸収合併契約書

ローム株式会社

ローム滋賀株式会社

吸収合併契約書

ローム株式会社（以下「甲」という。）及びローム滋賀株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

第２条（商号及び住所）

本吸収合併にかかる吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社：（商号）ローム株式会社
（住所）京都市右京区西院溝崎町21番地

(2) 吸収合併消滅会社：（商号）ローム滋賀株式会社
（住所）滋賀県大津市晴嵐二丁目８番１号

第３条（効力発生日）

本吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年４月１日とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第４条（合併対価）

甲は、本吸収合併に際して、乙の株主に対して、その保有する株式に代わる株式その他の金銭等の交付を行わない。

第５条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を遂行し、資産及び負債を管理するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、事前に相手方の同意を得なければならない。

第６条（本契約の変更及び解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙は、協議の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第７条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保管する。

2020年２月４日

甲：京都市右京区西院溝崎町21番地
ローム株式会社
代表取締役社長　社長執行役員
藤原　忠信

乙：滋賀県大津市晴嵐二丁目８番１号
ローム滋賀株式会社
代表取締役社長
安芸　康夫

第６１期

事　業　報　告

（２０１８年　４月　１日から
２０１９年　３月３１日まで）

事　　業　　報　　告
附属明細書（事業報告関係）

ロ　ー　ム　株　式　会　社

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度における世界経済は、前半は日米などの主要国を中心に堅調に推移しましたが、後半は米中貿易摩擦問題や英国のEU離脱問題などの影響を受け、落ち込みが見られました。地域別では、米国や日本では個人消費や企業の設備投資が高水準を維持し、年間を通して堅調に推移しましたが、中国においては、特に後半は自動車販売台数が大幅に悪化するなど個人消費が低迷し、設備投資も抑制傾向となりました。また欧州においては、前半は概ね堅調でしたが、後半は英国のEU離脱問題などの政治的背景や中国における景気停滞の影響を受け減速傾向となりました。

エレクトロニクス業界におきまして、自動車関連市場では、中国での新車販売台数が減速しましたが、「安全」、「環境」などに対するニーズの高まりからエレクトロニクス製品の実装率の向上が続き、世界全体では年間を通して堅調に推移しました。産業機器関連市場につきましては、前半は工場の自動化や省エネルギー化の進展などによりＦＡ（※１）機器関連市場が堅調に推移しましたが、後半は米中貿易摩擦問題の影響を受け減速しました。民生機器関連市場では、前半は省エネルギー型エアコンなどの白物家電を中心に堅調に推移しましたが、後半は米中貿易摩擦の影響などによる在庫調整局面となりました。また、スマートフォン関連市場は、普及率が高まってきたことなどから市場が成熟し需要が減速しました。

このような経営環境の中、ロームグループにおきましては、従来に引き続き、中長期的に成長が期待される自動車関連市場や産業機器関連市場などへの製品ラインアップ強化や、海外市場への販売強化を進めました。また、「アナログ」や「パワー」など、ロームグループが強みを持つ技術領域を中心とした、新製品・新技術の開発に取り組み、ＲＰＳ活動（※２）を継続して推進し、「Zero Defect（不良ゼロ）」の実現に向けた先進の品質管理体制の構築やスマートファクトリー（※３）化の推進などの「生産革新」を進めました。さらに、ＳｉＣデバイス関連など今後の成長が見込める分野を中心に生産能力増強に向けた設備投資を積極的に進めました。また、取引先企業との関係強化など、調達活動の強化にも取り組みました。

このような状況のもと、当連結会計年度の売上高は民生機器関連市場やスマートフォン関連市場の売上が減少したものの、自動車関連市場及び産業機器関連市場の売上拡大などにより前期比０．５％増の３，９８９億８千９百万円となりました。

営業利益は主に減価償却費等の固定費の増加により前期比１．９％減の５５９億９百万円となり、当連結会計年度の営業利益率は前連結会計年度の１４．４％から１４．０％に低下しました。

経常利益につきましては、前連結会計年度の為替差損の発生とは異なり為替差益が発生したことや受取利息の増加により前期比１９．３％増の６４６億８千９百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、主に経常利益が増加したことにより前期比２２．０％増の４５４億４千１百万円となりました。

またロームグループで重視している経営指標について、当連結会計年度のＥＢＩＴＤＡ（※４）は前期比０．９％増の１，０１３億２千５百万円となりました。

※１．ＦＡ（Factory Automation）
工場における様々な工程を自動化するシステムのこと。

※２．ＲＰＳ（Rohm Production System）活動
ロームグループの各生産拠点で進めている生産改善活動で、より高品質なモノづくりを進めるとともにリードタイムの短縮や在庫などあらゆるムダを徹底的に排除する活動。段違い（ダントツ）の高効率、高品質生産体制を構築することで利益体質の強化を図る。

※３．スマートファクトリー
生産設備などをネットワークで相互に接続し、より高度な品質改善や、生産効率の改善を進めた製造工場のこと。

※４．ＥＢＩＴＤＡ（Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization）
税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて求めたもの。グローバルに企業の収益力を比較する際によく利用される指標。ロームグループでは簡易的に営業利益に減価償却費を加えて算出しております。

セグメント別概況

〔ＬＳＩ〕

当連結会計年度の売上高は１，８３３億１千３百万円（前期比０．１％減）、セグメント利益は１５９億９千万円（前期比２０．８％減）となりました。

自動車関連市場につきましては、カーオーディオ向けの電源ＩＣなどで売上が減少しましたが、ｘＥＶ（※５）向けの絶縁ゲートドライバＩＣ（※６）が売上を伸ばしたほか、インストルメント・パネル向けのドライバＩＣや、カーボディ向けの各種電源ＩＣなどが幅広く採用されたことにより売上は堅調に推移しました。産業機器関連市場につきましては、エネルギー関連市場やＦＡ関連市場向けの電源ＩＣなどで売上が減少しました。民生機器関連市場につきましては、アミューズメントやＰＣ向けが好調であった一方、ＴＶ向けのＬＣＤドライバＩＣや電源ＩＣ、カメラ向けのドライバＩＣなどの売上が減少しました。

※５．ｘＥＶ
電気自動車（ＥＶ）、ハイブリッド車（ＨＶ）、プラグインハイブリッド車（ＰＨＶ）など電力を駆動力として使用する各種自動車の総称。

※６．絶縁ゲートドライバＩＣ
ＳｉＣやＩＧＢＴ（※７）などのパワー半導体を駆動させるためのＩＣで、絶縁素子を内蔵することにより人体・システム保護に必須の絶縁用外付け部品を不要にした。

※７．ＩＧＢＴ（Insulated Gate Bipolar Transistor＝絶縁ゲートバイポーラトランジスタ）
ＭＯＳＦＥＴ（※８）をバイポーラトランジスタ（※９）のゲート部分に組み込むことで動作抵抗を小さくしたもの。大電力のスイッチングに向き、電圧制御に用いられる。

※８．ＭＯＳＦＥＴ（Metal Oxide Semiconductor Field Effect Transistor）
電界効果トランジスタの一種でバイポーラトランジスタと比較して、低消費電力や高速スイッチングが可能で、各種電子機器に幅広く使われている。

※９．バイポーラトランジスタ
Ｎ型とＰ型の半導体がＰ-Ｎ-ＰまたはＮ-Ｐ-Ｎの接合構造を持つ３端子の半導体で、電流増幅・スイッチングなどの信号処理を行い、各種電子機器に幅広く使われている。

〔半導体素子〕

当連結会計年度の売上高は１，５２８億６千１百万円（前期比２．０％増）、セグメント利益は３００億５千４百万円（前期比６．６％減）となりました。

トランジスタとダイオードにつきましては、民生機器関連市場向けは調整が続きましたが、自動車関連市場向けが好調に推移し、全体として堅調に推移しました。パワーデバイスにつきましては、ＳｉＣデバイスやＩＧＢＴなどが自動車関連市場向けなどで堅調に推移しました。一方、発光ダイオードにつきましては、民生機器関連市場向けを中心に売上が減少しました。半導体レーザーにつきましても、光ディスク市場の不調により売上が減少しました。

〔モジュール〕

当連結会計年度の売上高は４０１億５千８百万円（前期比４．０％減）、セグメント利益は５９億１千８百万円（前期比５６．０％増）となりました。

プリントヘッドにつきましては、決済端末向けなどで売上が好調に推移しました。オプティカルモジュールにつきましては、スマートフォンやウェアラブル向けのセンサモジュールの売上が減少しました。

〔その他〕

当連結会計年度の売上高は２２６億５千５百万円（前期比３．３％増）、セグメント利益は４０億９千３百万円（前期比３７．９％増）となりました。

抵抗器につきましては、スマートフォン向けの売上が減少した一方、自動車関連市場向けなどで幅広く売上を伸ばしました。タンタルコンデンサにつきましては、スマートフォン市場低迷の影響を受け売上が減少しました。

上記「セグメント別概況」の記載は、外部顧客に対するものであります。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、開発・生産体制の拡充と徹底した効率化を推進するため、総額５７２億９千１百万円の設備投資を実施いたしました。そのセグメント別の内訳は次のとおりであります。

ＬＳＩ	17,119 百万円
半導体素子	30,407
モジュール	1,979
その他	4,694
販売・管理等共通部門	3,089

（３）資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、自己資金を充当いたしました。なお、当連結会計年度におきましては、増資、社債発行及び借入による資金調達は行っておりません。

（４）対処すべき課題

世界のエレクトロニクス市場におきましては、省エネルギー化のニーズ拡大や自動車の電子化などにより中長期的な成長が続くものと考えられますが、技術競争はより激化してきており、グローバル市場に対応した新製品・新技術の開発を進めるとともに、コストダウンにも取り組み、国際的に競争力の高い製品を世界中に供給していく必要性がますます高まると考えられます。

このような状況のもと、ロームグループにおきましては、自動車関連市場、産業機器関連市場に重点を置くとともに、白物家電や情報通信関連などの幅広い市場において、継続して業界のニーズを先取りする高付加価値製品の開発に努めてまいります。

また、海外市場の拡大に対応するため、グローバルな開発、販売体制の強化を引き続き推し進めてまいります。

さらに、持続可能な社会の実現に貢献するためのＣＳＶ活動や、事業継続のためのリスク管理体制も継続して強化してまいります。

（５）財産及び損益の状況の推移

区　分	2016年３月期	2017年３月期	2018年３月期	(当連結会計年度) 2019年３月期
売上高　(百万円)	352,397	352,010	397,106	398,989
経常利益　(百万円)	36,625	35,579	54,213	64,689
親会社株主に帰属する当期純利益　(百万円)	25,686	26,432	37,249	45,441
１株当たり当期純利益　(円)	241.91	249.87	352.14	431.29
総資産　(百万円)	804,134	834,503	864,072	874,427
純資産　(百万円)	706,251	725,452	751,877	766,754

（注）１．記載金額は百万円未満を、１株当たり当期純利益は小数点第２位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

〈参考〉当社の財産及び損益の状況の推移

区　分	2016年３月期	2017年３月期	2018年３月期	(当事業年度) 2019年３月期
売上高　(百万円)	307,047	303,279	348,737	342,360
経常利益　(百万円)	12,094	21,060	42,935	44,034
当期純利益　(百万円)	6,450	20,187	26,784	35,372
１株当たり当期純利益　(円)	60.75	190.85	253.21	335.87
総資産　(百万円)	496,342	521,498	540,135	528,371
純資産　(百万円)	425,359	442,278	456,341	456,060

（注）１．記載金額は百万円未満を、１株当たり当期純利益は小数点第２位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

（６）主要な事業セグメント

当グループは主として電子部品の製造・販売を行っており、主な製品及び事業の名称は次のとおりであります。

(2019年３月31日現在)

セグメントの名称	主な製品及び事業の名称
ＬＳＩ	アナログ、ロジック、メモリ、ＭＥＭＳ
半導体素子	ダイオード、トランジスタ、発光ダイオード、半導体レーザー
モジュール	プリントヘッド、オプティカル・モジュール、パワーモジュール
その他	抵抗器、タンタルコンデンサ

（７）主要な拠点

（2019年３月31日現在）

	名　　称	所在地
当　社	本社・工場	京　都　府
	京都テクノロジーセンター	京　都　府
	横浜テクノロジーセンター	神　奈　川　県
	京都ビジネスセンター	京　都　府
	東京ビジネスセンター	東　京　都
	横浜ビジネスセンター	神　奈　川　県
	名古屋ビジネスセンター	愛　知　県
製　造	ローム浜松㈱	静　岡　県
	ローム・ワコー㈱	岡　山　県
	ローム・アポロ㈱	福　岡　県
	ローム・メカテック㈱	京　都　府
	ローム滋賀㈱	滋　賀　県
	ラピスセミコンダクタ㈱	神　奈　川　県
	ラピスセミコンダクタ宮城㈱	宮　城　県
	ラピスセミコンダクタ宮崎㈱	宮　崎　県
	ローム・コリア・コーポレーション	韓　　国
	ローム・エレクトロニクス・フィリピンズ・インク	フィリピン
	ローム・インテグレイテッド・システムズ・タイランド・カンパニー・リミテッド	タ　　イ
	ローム・セミコンダクタ・チャイナ・カンパニー・リミテッド	中　　国
	ローム・エレクトロニクス・ダイレン・カンパニー・リミテッド	中　　国
	ローム・ワコー・エレクトロニクス・マレーシア・センディリアン・バハッド	マレーシア
	ローム・メカテック・フィリピンズ・インク	フィリピン
	ローム・メカテック・タイランド・カンパニー・リミテッド	タ　　イ
	ローム・パワーベーション・リミテッド	アイルランド
	カイオニクス・インク	米　　国
	サイクリスタル・ゲーエムベーハー	ド　イ　ツ
販　売	ローム・セミコンダクタ・コリア・コーポレーション	韓　　国
	ローム・セミコンダクタ・シャンハイ・カンパニー・リミテッド	中　　国
	ローム・セミコンダクタ・ペキン・カンパニー・リミテッド	中　　国
	ローム・セミコンダクタ・シンセン・カンパニー・リミテッド	中　　国
	ローム・セミコンダクタ・ホンコン・カンパニー・リミテッド	中　　国
	ローム・セミコンダクタ・タイワン・カンパニー・リミテッド	台　　湾
	ローム・セミコンダクタ・シンガポール・プライベート・リミテッド	シンガポール
	ローム・セミコンダクタ・フィリピンズ・コーポレーション	フィリピン
	ローム・セミコンダクタ・タイランド・カンパニー・リミテッド	タ　　イ
	ローム・セミコンダクタ・マレーシア・センディリアン・バハッド	マレーシア
	ローム・セミコンダクタ・インディア・プライベート・リミテッド	イ　ン　ド
	ローム・セミコンダクタ・ユーエスエー・エルエルシー	米　　国
	ローム・セミコンダクタ・ドゥ・ブラジル・リミターダ	ブラジル
	ローム・セミコンダクタ・ゲーエムベーハー	ド　イ　ツ
物流管理	ローム・ロジステック㈱	岡　山　県

（8）従業員の状況

（2019年３月31日現在）

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減	平均勤続年数
ＬＳＩ 半導体素子 モジュール その他 販売・管理等共通部門	22,899 名	221 名減	10.7年

（注）１．平均勤続年数は、小数点第１位未満を切り捨てて表示しております。
２．従業員数には正規従業員以外の有期労働契約に基づく常用労働者215名を含んでおります。

（9）重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ローム浜松株式会社	10,000 百万円	100.0 %	電子部品の製造
ローム・アポロ株式会社	450 百万円	100.0	電子部品の製造
ラピスセミコンダクタ株式会社	400 百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・エレクトロニクス・フィリピンズ・インク	1,221,563 千フィリピンペソ	100.0	電子部品の製造
ローム・インテグレイテッド・システムズ・タイランド・カンパニー・リミテッド	1,115,500 千タイバーツ	100.0	電子部品の製造
ローム・セミコンダクタ・チャイナ・カンパニー・リミテッド	16,190 百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・エレクトロニクス・ダイレン・カンパニー・リミテッド	9,417 百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・セミコンダクタ・ホンコン・カンパニー・リミテッド	27,000 千ホンコンドル	100.0	電子部品の販売
ローム・ユーエスエー・インク	253,642 千米ドル	100.0	北南米子会社の統括・管理
ローム・エレクトロニクス・アジア・プライベート・リミテッド	90,630 千シンガポールドル	100.0	アジア子会社等の統括・管理

（注）１．資本金は百万円未満または千外貨未満を、議決権比率は小数点第１位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。
２．議決権比率は他の子会社等による間接所有を含んだものであります。

２．株式に関する事項

（１）発行可能株式総数　　300,000,000 株

（２）当事業年度末の発行済株式総数　　110,000,000 株（自己株式 5,493,365 株を含む）

（注）2019年３月29日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて1,200,000株減少しております。

（３）当事業年度末の株主数　　29,817 名

（４）大株主（上位10名）

（2019年３月31日現在）

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,824 千株	9.40 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,174	7.82
公益財団法人ロームミュージックファンデーション	8,000	7.65
株式会社京都銀行	2,606	2.49
佐藤　研一郎	2,405	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,364	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,896	1.81
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	1,796	1.71
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,543	1.47
GOVERNMENT OF NORWAY	1,383	1.32

（注）１．持株数は千株未満を、持株比率は小数点第２位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。
２．当社の自己株式（5,493千株）は、上表から除外しております。
３．持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役

（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況等
※ 取締役社長	藤原忠信	
専務取締役	東克己	開発・製造・戦略担当
取締役	松本功	ウェハプロセス担当
取締役	山﨑雅彦	総務・環境・ＣＳＲ担当
取締役	末永良明	
取締役	上原邦生	財務担当
取締役	吉見晋一	人事担当
取締役	佐藤研一郎	公益財団法人ロームミュージックファンデーション理事長
取締役	川本八郎	
取締役	西岡幸一	
監査役（常勤）	仁井裕幸	
監査役（常勤）	柴田義明	
監査役	千森秀郎	弁護士、株式会社神戸製鋼所社外取締役
監査役	村尾愼哉	公認会計士
監査役	喜多村晴雄	公認会計士、株式会社ＭｏｎｏｔａＲＯ社外取締役

（注）１．※印は代表取締役であります。

２．取締役 川本八郎及び西岡幸一の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

３．監査役の５名は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

４．当社は、取締役 川本八郎、西岡幸一の両氏、及び監査役の５名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

５．監査役 村尾愼哉及び喜多村晴雄の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

６．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

（１）就任

上原邦生、吉見晋一は、2018年６月28日開催の第60期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。

（２）退任

①澤村諭氏は、2018年６月28日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって辞任により取締役社長（代表取締役）を退任いたしました。

②喜多村晴雄氏は、2019年３月31日をもって辞任により社外監査役を退任いたしました。

（３）地位の変更

藤原忠信は、2018年６月28日付にて、取締役社長（代表取締役）に就任いたしました。

（４）担当の変更

①東克己は、2018年９月11日付にてディスクリート、オプト・モジュール担当から製造担当に、2019年２月11日付にて製造担当から開発・製造・戦略担当に担当を変更いたしました。

②松本功は、2018年９月11日付にて、ＬＳＩ担当からウェハプロセス担当に担当を変更いたしました。

③山﨑雅彦は、2018年６月11日付にて管理本部長、経理本部長、ＣＳＲ本部長から管理本部長、ＣＳＲ本部長に、2018年６月28日付にて管理本部長、ＣＳＲ本部長から総務・環境・ＣＳＲ担当に担当を変更いたしました。

④末永良明は、2018年９月11日付にて市場・商品戦略担当から市場・商品戦略、ＬＳＩ開発担当に変更のうえ2019年２月11日まで担当し、2019年５月11日付にてアプリケーションエンジニア担当に担当を変更いたします。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を当該賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

（３）取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	員　数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	11　名 (2)	358　百万円 (22)
監査役 （うち社外監査役）	5 (5)	61 (61)
合　計 （うち社外役員）	16 (7)	420 (84)

（注）１．上表には、2018年６月28日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．2006年６月29日開催の第48期定時株主総会において取締役の報酬額は年額６億円以内、また、1994年６月29日開催の第36期定時株主総会において監査役の報酬額は月額６百万円以内と決議されております。
４．取締役の報酬等の額には、当事業年度の役員賞与69百万円が含まれております。

（４）社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	川本八郎	当事業年度中に開催された取締役会17回（内、書面による取締役会決議３回）における出席率は65％であり、長年にわたる学校法人の組織運営者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、意見を述べております。
取締役	西岡幸一	当事業年度中に開催された取締役会17回（内、書面による取締役会決議３回）における出席率は100％であり、長年にわたる経済新聞記者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、意見を述べております。
監査役（常勤）	仁井裕幸	当事業年度中に開催された取締役会17回（内、書面による取締役会決議３回）における出席率は100％、監査役会９回における出席率は100％であり、金融機関等において長年にわたり管理業務に携わった豊かな経験と見識に基づき、経営等に対し総合的な観点から意見を述べております。
監査役（常勤）	柴田義明	当事業年度中に開催された取締役会17回（内、書面による取締役会決議３回）における出席率は100％、監査役会９回における出席率は100％であり、常勤監査役としての立場と経験に基づき、経営等に対し総合的な観点から意見を述べております。
監査役	千森秀郎	当事業年度中に開催された取締役会17回（内、書面による取締役会決議３回）における出席率は100％、監査役会９回における出席率は100％であり、主に弁護士としての専門的見地から、経営等に対し意見を述べております。
監査役	村尾愼哉	当事業年度中に開催された取締役会17回（内、書面による取締役会決議３回）における出席率は100％、監査役会９回における出席率は100％であり、主に公認会計士としての専門的見地から、経営等に対し意見を述べております。
監査役	喜多村晴雄	当事業年度中に開催された取締役会17回（内、書面による取締役会決議３回）における出席率は94％、監査役会９回における出席率は88％であり、主に公認会計士としての専門的見地から、経営等に対し意見を述べております。

4．会計監査人に関する事項

（1）当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（2）報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	100 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	141 百万円

（注）1．当社が有限責任監査法人トーマツと締結した監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の従前年度の監査実績及び報酬額、監査計画の内容並びに報酬見積額の算出根拠等を確認し検討した結果、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

3．当社の重要な子会社のうち、在外子会社７社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社におきましては、監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等において、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

ロームグループでは、内部統制システムの強化を重要な経営課題の一つとして捉え、グループ全体の業務プロセスを適正に維持することにより、企業としての社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。具体的な内部統制システム構築の基本方針は、当社取締役会において以下のとおり決議しております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（a）ロームグループが更なるグローバル化を図っていくにあたり、法令はもとより、人権・労働・環境・腐敗防止等多岐にわたる問題に対し、国連グローバル・コンパクト１０原則を支持し、ロームの製品・技術・サービスによりこれら社会課題の解決（ＳＤＧｓ）に貢献する。また、社会的責任に関する国際規格「ＩＳＯ２６０００」に準拠するとともに、「責任ある企業同盟（ＲＢＡ）による行動規範」を遵守し、ＣＳＲ経営を推進する。

（b）取締役は、「ロームグループ行動指針」や取締役会規則等の社内規程に基づき職務を執行し、法令・定款への適合性を確保する。

（c）それぞれの担当に精通した取締役が、その業務に責任と権限を持つ一方で、日常的に議論し相互に監督する。

（d）取締役、監査役が取締役の違法な行為を発見した場合には、直ちに取締役会及び監査役会に報告する。

（e）独立した社外役員として社外取締役２名に加え、社外監査役５名が、定期的に会合を開催し、相互に情報や意見の交換を行うとともに、取締役の職務の執行の法令・定款への適合性を常に確認する。

（f）海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を展開すること等により、取締役の違法な行為の発見と再発防止対策を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ａ）株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、年度事業計画等取締役の職務の執行に係る決定事項等は文書により保存し、その保存・管理体制は法令並びに社内規程を遵守する。

（ｂ）グループ会社や関連部門への指示等は、原則としてＥメール・文書により行い、取締役及び監査役がいつでも閲覧できる保管状況にする。

（ｃ）取締役の職務の執行に係る情報は、関係部署等において適正に保存・管理するとともに、社内通知・情報セキュリティ教育等による全従業員への周知・教育により、情報の漏えいや不正利用を防止する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ａ）社長自らが委員長を務めるＣＳＲ委員会の傘下に、全社横断的な委員会として、品質、中央安全衛生、リスク管理・ＢＣＭ、コンプライアンス、情報開示、環境保全対策等の委員会を組織し、それぞれ担当する分野に関して発生する経営上の諸問題やリスクに対し、その対策・指導・解決に努め、適切に対応する。

（ｂ）業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理するリスク管理・ＢＣＭ委員会を組織する。突然の自然災害等不測の事態の発生に対してもその影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・ＢＣＭ委員会において、各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底を図る。

（ｃ）反社会的勢力排除に向けた社内体制として、総務部に危機管理室を設置し、警察等外部の専門機関との連携・情報交換を行い、排除のための具体的活動の展開・徹底を図る。また、反社会的勢力排除のための対応について社内規程を定め、その遵守を求めるとともに、グループ全従業員に配布している「ロームグループ行動指針」などで毅然たる態度で対応するよう明記し、各種社内研修等の機会を活用して啓発に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ａ）執行権限を持つ取締役の人数を絞り込むことで、執行に係る迅速な意思決定を実現する。

（ｂ）取締役会には、それぞれの担当業務に精通した取締役を置き、職務分掌に基づき、各業務担当取締役に具体的業務の執行を行わせる。

（ｃ）経営に重要な影響を及ぼす事項は、個別に社内プロジェクトチームを設置し、問題の把握・分析・報告に当たらせるとともに、定款、社内規程に則し、適宜、取締役会や稟議書にて機動的に意思決定する。

（ｄ）リスク管理や情報管理等さまざまな事項についての社内の管理方法を文書化した社内標準の遵守を徹底する。

（ｅ）ロームグループの競争力強化、適正利益の確保のため、グループ全社・各事業部門の目標値を年度利益計画として策定し、その進捗及び達成状況の管理を行う。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ａ）コンプライアンス委員会を組織し、「ロームグループ行動指針」を展開する等によりグループ全体での法令遵守活動を行う。グループ会社にも当社に準じたコンプライアンス体制を組織し、部門責任者をリーダーに選任して、各部門におけるコンプライアンス意識と法令遵守の徹底を図る。

（ｂ）固有の法令を適切に遵守するため、ＣＳＲ委員会を始め、中央安全衛生、コンプライアンス、情報開示、環境保全対策等の委員会が、グループ全体の法令遵守状況の確認及び啓発活動等を行う。

（ｃ）情報開示委員会の管理のもと、各部署はインサイダー情報の適正な管理に努め、従業員に対する教育・啓発を行い、インサイダー取引の防止を図る。

（ｄ）海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を展開すること等により、従業員の職務の執行における違法な行為の発見と再発防止対策を行う。

⑥企業集団における業務の適正を確保するための体制

（ａ）ロームグループ全体の企業価値を向上させるため、創業の精神である企業目的・方針を共有し、グループが一丸となって事業活動を行う。

（ｂ）当社のＣＳＲ委員会の傘下の各委員会が、それぞれの担当分野における業務の適正を確保するため、グループ会社を横断的に指導・管理する。

（ｃ）ロームグループ全社に共通する標準書を制定し、運用する。

（ｄ）グループ会社の取締役または監査役を、当社あるいはグループの別会社より派遣し、業務執行の適正性の監視を行う。

（ｅ）グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認や稟議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理する。

（ｆ）財務報告の適正性確保のための体制と、その監査制度への対応を通じて、当社に加え主要なグループ会社を包含した内部統制制度の強化を進める。

（ｇ）社長直轄の組織である当社内部監査部門は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等を確認するため、内部監査を実施する。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（ａ）監査役より求めがあった場合には、必要な実務能力を具備した監査役スタッフを配置する。

（ｂ）監査役スタッフは、会社の業務執行に係る職務との兼務はしない。また、その人事・異動・考課については、監査役会の意見を尊重する。

⑧当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（ａ）取締役は、他の取締役の職務の執行における違法の行為、善管注意義務に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合、直ちに監査役会に報告を行う。

（ｂ）ＣＳＲ委員会を始め、リスク管理・ＢＣＭ、コンプライアンス、情報開示等の各委員会へ常勤監査役がオブザーバーとして出席するとともに、各委員会は議事録等で活動内容を定期的に監査役へ報告する。

（ｃ）稟議書、報告書等により業務執行の経過及び結果が適宜監査役に報告される体制とする。

（ｄ）当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに必要な報告を行う。

（ｅ）コンプライアンス・ホットラインの担当部署は、内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。

（ｆ）監査役へ報告を行った者に対しては、法令・社内規程に従い、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いは行わない。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ａ）内部統制システムの運用状況について、取締役は監査役会の求めに応じその都度報告を行う。

（ｂ）内部監査部門は、監査役との連携を強化するとともに、監査結果を定期的に報告する。

（ｃ）監査役全員を社外監査役とし、法律・会計の専門家に金融出身者等を交えた、多様で独立性の強い充実した体制とする。

（ｄ）監査役は、取締役と随時意見の交換を行う。

（ｅ）監査役がその職務の執行において必要と認める費用は会社が負担する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ロームグループでは、前記基本方針に基づき、内部統制システムの構築とその適切な運用に努めております。当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス体制について

・ロームグループでは、「企業目的」「経営基本方針」などの目的・方針を実践していく上で遵守すべき行動規範として「ロームグループ行動指針」を全ての役員、従業員等に周知するとともに、当該指針に則った行動をとるよう徹底しております。

・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制強化に向けた計画を策定するとともに、計画に沿った階層別、役割別の教育の実施、「ロームグループ行動指針」遵守に関するトップメッセージの発信等を行っております。

・内部通報制度を運用し、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見及び適切な対処を実施しており、その運用状況については定期的に取締役会及び監査役に報告しております。

②リスク管理体制について

・リスク管理・ＢＣＭ委員会を適宜開催し、業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理しております。また、突然の自然災害等不測の事態の発生に対しても、その影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・ＢＣＭ委員会が各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底しております。

③子会社管理体制について

・グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認や稟議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が業務遂行状況等について定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理しております。
・社長直轄の組織である当社内部監査部門が、年度計画に基づき、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等の内部監査を実施し、業務の適正性を確認しております。また、監査結果については定期的に取締役及び監査役に報告を行っております。

④取締役の職務執行について

・年間計画に基づき定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を適時に行うとともに、相互に取締役の職務執行の監督を行っております。
・取締役会及び社内規程において各取締役に委任する事項を明確にし、効率的かつ機動的な職務執行を行っております。
・取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に則り適正に保存・管理されており、情報漏えいや不正利用を防止しております。

⑤監査役の職務執行について

・監査役は、取締役会のほか、ＣＳＲ委員会などの重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。
・監査役は、当社各部門及びグループ会社への往査などを実施し、業務執行の適法性、適正性を確認しております。
・監査役は定期的に取締役、会計監査人、内部監査部門と情報及び意見交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。

（３）株式会社の支配に関する基本方針についての当社の考え方

当社は、「つねに品質を第一とし、いかなる困難があろうとも、良い商品を国の内外へ永続かつ大量に供給し、文化の進歩向上に貢献すること」を企業目的としております。そして、この企業目的を遂行することが、当社の永続的かつ総合的な企業価値の創造と向上をもたらすと同時に、株主の皆様を始めとする全てのステークホルダーへの利益貢献につながるものと考えております。また、株主の皆様から負託を受けた当社取締役会は、上記企業目的を遂行し、持続的成長に向けて不断の経営努力を尽くすことで、更なる企業価値の向上を図る責務を負っているものと理解しております。

いわゆる買収防衛に関しては、企業価値向上による株価の上昇や、積極的なＩＲ活動による株主説明責任の貫徹及び株主の皆様との常日頃からの対話による信頼関係の確立こそが、その最善の方策であると考えております。そして、当社に対して買収の提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かの最終判断は、その時点における株主の皆様に委ねられるべきであり、その際に当社取締役会が自己の保身を図るなど恣意的判断が入ってはならないと考えております。また、買収提案の局面においては、株主の皆様が十分な情報に基づき相当な検討期間をかけて適正な判断を下すことができること（インフォームド・ジャッジメント）が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために不可欠であると考えております。

附　属　明　細　書（事業報告関係）

会社役員の他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

該当事項はありません。

第６１期

計　算　書　類

（２０１８年　４月　１日から
２０１９年　３月３１日まで）

貸　借　対　照　表
損　益　計　算　書
株主資本等変動計算書
個　別　注　記　表
附属明細書（計算書類関係）

ローム株式会社

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**217,184**	**流動負債**	**68,211**
現金及び預金	66,496	買掛金	39,265
受取手形	275	電子記録債務	4,734
売掛金	72,901	未払金	9,065
電子記録債権	5,827	未払費用	8,310
有価証券	15,404	未払法人税等	5,654
商品及び製品	16,553	預り金	924
仕掛品	5,143	その他	256
原材料及び貯蔵品	7,361		
前払費用	682	**固定負債**	**4,099**
短期貸付金	1,808	長期未払金	328
未収入金	22,719	繰延税金負債	2,420
その他	2,010	退職給付引当金	1,333
貸倒引当金	△ 1	資産除去債務	16
固定資産	**311,186**	**負債合計**	**72,310**
有形固定資産	**66,995**	（純資産の部）	
建物	13,072		
構築物	276	**株主資本**	**427,340**
機械及び装置	4,018	資本金	86,969
車両運搬具	3	資本剰余金	97,253
工具、器具及び備品	1,635	資本準備金	97,253
土地	43,457	利益剰余金	290,547
建設仮勘定	4,532	利益準備金	2,464
無形固定資産	**1,816**	その他利益剰余金	288,082
特許権	18	研究開発積立金	1,500
ソフトウェア	1,796	別途積立金	243,500
その他	1	繰越利益剰余金	43,082
投資その他の資産	**242,375**	自己株式	△ 47,430
投資有価証券	86,604		
関係会社株式	114,251		
長期貸付金	47,422	**評価・換算差額等**	**28,720**
長期前払費用	5,291	その他有価証券評価差額金	28,720
前払年金費用	2,124		
その他	4,383		
貸倒引当金	△ 17,703		
		純資産合計	**456,060**
資産合計	**528,371**	**負債純資産合計**	**528,371**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		342,360
売上原価		267,498
売上総利益		**74,861**
販売費及び一般管理費		50,891
営業利益		**23,969**
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,413	
技術指導料	8,626	
経営指導料	1,805	
為替差益	1,303	
その他	1,096	31,245
営業外費用		
支払手数料	1,784	
租税公課	1,196	
貸倒引当金繰入額	6,938	
和解金	1,200	
その他	60	11,180
経常利益		**44,034**
特別利益		
固定資産売却益	346	
投資有価証券売却益	222	568
特別損失		
固定資産廃売却損	42	
減損損失	331	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	0	
事業整理損	254	630
税引前当期純利益		**43,973**
法人税、住民税及び事業税	9,876	
法人税等調整額	△ 1,275	8,600
当期純利益		**35,372**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						研究開発積立金	海外投資等損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	86,969	97,253	－	97,253	2,464	1,500	2	243,500	38,694	286,161	△ 47,788	422,596
当期変動額												
海外投資等損失準備金の取崩							△ 2		2	－		－
剰余金の配当									△ 20,625	△ 20,625		△ 20,625
当期純利益									35,372	35,372		35,372
自己株式の取得											△ 10,003	△ 10,003
自己株式の処分			△ 0	△ 0							0	0
自己株式の消却			△ 10,360	△ 10,360							10,360	－
その他資本剰余金の負の残高の振替			10,360	10,360					△ 10,360	△ 10,360		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△ 2	－	4,387	4,385	357	4,743
当期末残高	86,969	97,253	－	97,253	2,464	1,500	－	243,500	43,082	290,547	△ 47,430	427,340

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33,744	33,744	456,341
当期変動額			
海外投資等損失準備金の取崩			－
剰余金の配当			△ 20,625
当期純利益			35,372
自己株式の取得			△ 10,003
自己株式の処分			0
自己株式の消却			－
その他資本剰余金の負の残高の振替			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 5,024	△ 5,024	△ 5,024
当期変動額合計	△ 5,024	△ 5,024	△ 280
当期末残高	28,720	28,720	456,060

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものは主として移動平均法による原価法によっております。

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品及び原材料は移動平均法による原価法、貯蔵品は最終仕入原価法によっております（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物が３～50年、機械及び装置が５～８年であります。

（２）無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に３～５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、費用処理しております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（１）外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は為替予約の振当処理をしたものを除き、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（２）ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約の振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
為替予約取引	外貨建金銭債権

③ヘッジ方針

当社は業務を遂行するために行う取引のうち為替リスクに晒されているものについて、これらのリスクをヘッジする手段としてのみデリバティブ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

該当するデリバティブ取引とヘッジ対象について、ヘッジ取引の条件等を都度評価し、判断することによって有効性の評価を行っております。

（３）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（４）消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年３月26日　平成30年法務省令第５号）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（損益計算書）

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「和解金」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「和解金」は212百万円であります。

貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額

106,665 百万円

２．有形固定資産の圧縮記帳累計額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は、火災等による保険金入金によるもの163百万円、国庫補助金等の受入によるもの等389百万円であります。

なお、取得価額から控除している有形固定資産の内訳は、次のとおりであります。

建物	180 百万円
工具、器具及び備品	6
土地	365

３．保証債務

以下の関係会社の債務に対し債務保証を行っております。

ローム浜松株式会社	44 百万円
ローム滋賀株式会社	212
カイオニクス・インク	464
サイクリスタル・ゲーエムベーハー	827

４．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	55,575 百万円
関係会社に対する長期金銭債権	47,420
関係会社に対する短期金銭債務	39,500

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業取引高	売上高	217,908 百万円
	仕入高及び外注加工費	228,697
	その他の営業費用	8,582
営業取引以外の取引高	営業外収益	11,358
	営業外費用	1,784
	資産譲渡高	19,467
	資産購入高	1,266

2．減損損失

当事業年度（2019年3月期）において、当社は次の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	金額（百万円）
事業用資産	京都府他	機械及び装置	117
		工具、器具及び備品	71
		ソフトウエア等	22
遊休資産	京都府他	建設仮勘定	88
		土地	12
		建物	9
		機械及び装置等	9
合計			331

当社は、減損損失を把握するにあたり、事業用資産については、継続的に収支の管理を行っている管理会計上の事業区分に基づきグルーピングを行い、遊休資産については、個々の物件ごとにグルーピングを行っております。

（事業用資産）

収益環境の悪化により将来キャッシュ・フローが、当該資産グループの帳簿価額を下回るため、各種固定資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを９．０％で割り引いて算定しております。

（遊休資産）

現時点において今後の使用見込みが乏しいと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、市場価値を勘案した合理的な見積りにより算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式　　5,493,365 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
有価証券及び投資有価証券		677 百万円
関係会社株式		26,767
たな卸資産		1,559
減価償却費		1,155
未払事業税		451
未払費用		1,815
退職給付引当金		406
貸倒引当金		5,399
減損損失		1,406
その他		563
小計		40,204
評価性引当額	△	29,548
合計		10,656
繰延税金負債		
前払年金費用	△	647
その他有価証券評価差額金	△	12,391
その他	△	37
合計	△	13,077
繰延税金負債の純額	△	2,420

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	ローム滋賀(株)	100%	当社の加工委託先	資金の貸付 ※1	6,000	長期貸付金 ※6	20,000
	ラピスセミコンダクタ(株)	100%	製品の仕入先	製品の仕入等 ※2	55,284	未収入金 買掛金 未払金	1,958 3,873 332
	ローム・エレクトロニクス・フィリピンズ・インク	100%	当社の加工委託先	製品の加工委託等 ※3 技術指導料の受取 ※4	32,540 2,505	未収入金 買掛金 未払金	4,932 8,134 93
	ローム・インテグレイテッド・システムズ・タイランド・カンパニー・リミテッド	100%	当社の加工委託先	製品の加工委託等 ※3 技術指導料の受取 ※4	34,179 3,602	未収入金 買掛金 未払金	4,871 10,023 32
	ローム・セミコンダクタ・チャイナ・カンパニー・リミテッド	100%	当社の加工委託先	資金の貸付 ※1	—	短期貸付金 長期貸付金	1,200 5,350
	カイオニクス・インク	100%	製品の仕入先	資金の貸付 ※1	743	長期貸付金 ※7	7,047
	サイクリスタル・ゲーエムベーハー	100%	原材料の仕入先	資金の貸付 ※1	2,558	短期貸付金 長期貸付金 ※8	124 10,836
	ローム・セミコンダクタ・ホンコン・カンパニー・リミテッド	100%	当社の販売先	製品の販売 ※5	62,797	売掛金	8,087

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）※　議決権等の被所有割合は０％であります。

※１．資金の貸付については、市場金利を勘案した経済合理性のある利率を適用しております。

※２．製品の仕入については、製品の市場価格を勘案して決定した価格を適用しております。

※３．製品の加工委託については、製品の市場価格と子会社の加工費用を勘案して決定した価格を適用しております。

※４．技術指導料については、各社の売上額を基礎とした一定の基準に基づき決定しております。

※５．製品の販売については、一般の取引条件に準拠して決定しております。

※６．ローム滋賀(株)への長期貸付金に対し、7,991百万円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度（2019年３月期）において、貸倒引当金を2,272百万円繰入れております。

※７．カイオニクス・インクへの長期貸付金に対し、5,959百万円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度（2019年３月期）において、貸倒引当金を1,773百万円繰入れております。

※８．サイクリスタル・ゲーエムベーハーへの長期貸付金に対し、1,358百万円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度（2019年３月期）において、貸倒引当金を1,358百万円繰入れております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	4,363 円 93 銭
１株当たり当期純利益	335 円 87 銭

附　属　明　細　書（計算書類関係）

1．有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	13,296	780	16 (9)	989	13,072	37,397	50,469
	構築物	286	22	0 (0)	32	276	2,024	2,301
	機械及び装置	5,298	1,659	123 (122)	2,815	4,018	59,344	63,362
	車両運搬具	3	1	—	1	3	15	19
	工具、器具及び備品	1,541	1,202	87 (74)	1,021	1,635	7,882	9,518
	土地	43,401	68	12 (12)		43,457		43,457
	建設仮勘定	3,917	10,751	10,135 (88)		4,532		4,532
	計	67,744	14,486	10,375 (309)	4,860	66,995	106,665	173,660
無形固定資産	特許権	40	1	7 (2)	16	18		
	ソフトウェア	2,523	513	21 (19)	1,219	1,796		
	その他	260	—	256	2	1		
	計	2,824	515	284 (22)	1,238	1,816		

（注）「当期減少額」欄の（　）は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2．引当金の明細

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	10,768	6,944	8	17,704
退職給付引当金	1,185	201	53	1,333

３．販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科　目	金　額	摘　要
運賃荷造費	1,651	
広告宣伝費	1,413	
役員報酬	350	
役員賞与	69	
従業員給与手当	4,764	
法定福利費	1,196	
賞与	1,900	
退職給付費用	408	
福利厚生費	729	
旅費交通費	603	
交際接待費	113	
支払手数料	2,975	
寄付金	275	
特許権使用料	538	
貸倒引当金繰入額	4	
研究開発費	30,460	
減価償却費	438	
事業税	1,426	
修繕費	536	
品質対応費用	298	
その他	734	
計	50,891	

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

ローム株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大西康弘

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木明之

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上田博規

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ローム株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの第６１期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監査いたしました。

③事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０１９年5月8日

ローム株式会社　監査役会

監査役(常勤)　仁井 裕幸

監査役(常勤)　柴田 義明

監査役　千森 秀郎

監査役　村尾 慎哉

(注) 1．　監査役４名はいずれも「会社法」第２条第１６号及び第３３５条第３項に定める社外監査役であります。

2．　監査役喜多村晴雄氏は、２０１９年3月３１日をもって監査役を辞任しましたので、監査報告書に署名押印いたしておりません。

原本と相違ありません。

2020年2月25日
滋賀県大津市晴嵐二丁目8番1号
ローム滋賀株式会社
代表取締役社長　　安芸　康夫